

議案第 23 号

上越市頸城区における浄化槽整備基金条例の制定について  
上越市頸城区における浄化槽整備基金条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市頸城区における浄化槽整備基金条例

(設置)

第 1 条 頸城区における合併処理浄化槽の整備を推進することを目的として、当該区域の合併処理浄化槽の設置に係る補助金の財源に充てるため、上越市頸城区における浄化槽整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、その設置の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(上越市頸城区における生活排水施設整備基金条例の廃止等)

- 2 上越市頸城区における生活排水施設整備基金条例（平成16年上越市条例第164号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 基金の設置に際しては、旧条例に基づく上越市頸城区における生活排水施設整備基金に属していた財産を基金に属する財産とみなす。